

証券コード 3985  
2019年12月4日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号  
テモナ株式会社  
代表取締役社長 佐川 隼人

招集ご通知

## 第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月19日（木曜日）午後6時半までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

【株主総会のお土産について】

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年12月20日（金曜日）午前9時30分（受付開始時間は午前9時）
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル 1階  
TKPガーデンシティ渋谷 ホールA  
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第11期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 取締役4名選任の件  
第2号議案 監査役1名選任の件  
第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://temona.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(提供書面)

## 事業報告

(2018年10月1日から  
2019年9月30日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府・日銀の各種政策を背景に、雇用・所得環境の改善が続き、外需が弱含む中で内需が下支えする状況が続いておりますが、米中の貿易摩擦の深刻化や海外経済の減速などから景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社の事業に関連する国内電子商取引市場は、「平成30年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」によりますと、平成30年のBtoC-EC市場規模が前年比8.96%増の18.0兆円、BtoB-EC市場規模が前年比8.1%増の344.2兆円と堅調に推移しております。また、ECの普及率を示す指標であるEC化率（※1）は、BtoC-ECで6.22%、BtoB-ECで30.2%と増加傾向にあることから、商取引の電子化が引き続き進展していくと見込めます。

このような経営環境のもと、当社では「ビジネスと暮らしを“てもなく”（※2）する」という理念に基づき、ストック型のビジネスモデルをより普及させるべく、サブスクリプションビジネスに特化したBtoC事業者向けショッピングカートシステム「サブスクストア」及びBtoB事業者向けワンストップ受発注管理ツール「サブスクストアB2B」の機能向上に注力してまいりました。

当社の主力サービスである「たまごリピート」は、後継システムである「サブスクストア」の販売を強化したことから新規申込件数が減少するとともに解約が進み、サービス利用アカウント数は850件（前期比6.1%減）となりました。なお、同サービスはシステム連携を強化しており、それら新たなオプション収益が増加したことから、決済手数料収入を除いた売上高は、928,951千円（前期比24.1%増）となりました。

「サブスクストア」については、新たな機能の開発を積極的に進めるとともに、大規模かつ様々な運用を行うEC事業者のカスタマイズ等のニーズに応えるための体制を構築したことから、サービス利用アカウント数は133件（前期比269.4%増）、決済手数料収入を除いた売上高は、93,142千円（前期比853.1%増）となりました。

「サブスクストアB2B」や「ヒキアゲール」も含めた当社提供サービスの利用アカウント総数は1,021件(前期比1.5%増)となり、これらのサービスによる流通総額は、1,322億円(前期比10.8%増)となりました。

以上の結果、売上高は1,557,112千円(前期比25.0%増)となりました。

売上原価は、「サブスクストア」の保守などに伴うエンジニアの稼働により人件費配賦額が増加したことや、前期第2四半期累計期間まで「サブスクストア」の開発費が当該サービスの販売開始前であったために販売費及び一般管理費の研究開発費として計上していたことなどから、460,488千円(前期比56.5%増)となりました。

販売費及び一般管理費は、長期的な成長のため人材採用を強化しており、人員の増加に伴い人件費が増加しております。また、「サブスクストア」のPR活動強化に伴う広告宣伝費の増加などから、販売費及び一般管理費は、813,179千円(前期比25.8%増)となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、営業利益283,444千円(前期比6.9%減)、経常利益288,487千円(前期比10.8%減)、当期純利益195,353千円(前期比8.7%減)となりました。

なお、当社はEC支援事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

- ※1 EC化率：BtoCの市場規模を分母、BtoC-EC市場規模を分子として算出した割合。
- ※2 てもなく：古くからの日本語である「てもなく(手も無く)」は、「簡単に、たやすく」という意味。当社の社名の由来であり、「ビジネスと暮らしを"てもなく"する」は、当社の経営理念でもあります。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は73,167千円であり、その主なものは、自社サービスの追加開発に係るソフトウェア投資65,428千円であり、ます。

## ③ 資金調達の状況

当事業年度中に、当社の所要資金として、金融機関より長期借入金として200,000千円の調達を行いました。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2016年 9 月期)	第 9 期 (2017年 9 月期)	第 10 期 (2018年 9 月期)	第 11 期 (当事業年度) (2019年 9 月期)
売 上 高(千円)	768,458	1,093,395	1,245,471	1,557,112
経 常 利 益(千円)	126,894	259,568	323,532	288,487
当 期 純 利 益(千円)	87,087	165,563	214,050	195,353
1 株当たり当期純利益(円)	10.51	17.69	20.11	17.88
総 資 産(千円)	808,501	1,679,474	2,044,872	2,260,247
純 資 産(千円)	249,767	1,079,952	1,317,290	1,528,406
1 株当たり純資産額(円)	29.96	102.24	121.30	138.35

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、また、2018年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。このため、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、環境の変化に敏感に対応しながら以下の経営課題に取り組んでまいります。

##### ① 既存事業の収益拡大

当社は、SaaS方式でサービスを提供しており、お客様のニーズに応えるべく、これまでその育成に努めてまいりました。

今後も提供するサービスの安定的・継続的な発展が収益基盤の基礎として必要不可欠なものであると考えております。そのためにも、継続的なユーザビリティの改善、安定的なサービス提供が必須であります。今後も、既存サービスにおいて継続的な機能の拡充、保守体制の強化を行うことにより、更に信頼性を高め、既存サービスの収益基盤の拡大を行ってまいります。

##### ② サービス間のシナジーの拡大

当社が提供するサービス間のシナジーを強化し、より一体化させたトータルソリューションの提供を行う必要があると考えております。そのためには、当社のサービスに蓄積するビッグデータを活用する必要があります。

今後この分野においては、市場ニーズの拡大が見込まれるため、更なるサービス開発や新技術の獲得・活用を図ってまいります。

##### ③ 新規事業及び新サービス開発による収益基盤の拡大

当社は、急激な事業環境の変化に対応し、更なる収益の拡大を図るために、事業規模の拡大と新たな収益源の確保が必須であると考えております。このために、お客様の潜在需要をいち早く読み取り、新サービス開発に積極的に取り組むことで、更なる収益基盤の拡大を図ってまいります。

##### ④ 他企業との連携

当社は、更なる成長のため、既存事業の強化や利用者数拡大、新たな事業への展開や新市場への進出等を目指すに当たり、そのスピードアップを図るため、今後、状況によっては他企業との提携やM&A等が必要になるものと考えております。そのため、今後の事業展開においても、他企業との提携の必要性を常に考慮に入れたうえで進めてまいります。

#### ⑤ 技術革新への対応

当社は、情報技術の革新に対して適時に対応を進めることが、事業展開上重要な要素であると認識しております。当社といたしましては、業界内の主要ベンダーや技術コミュニティから発せられる最新情報を定期的に入手し、自社製品に迅速に反映することでサービスの先進性や安定性を確保していく方針であります。

#### ⑥ 人材の確保及び教育研修の強化による社員の能力の維持・向上

当社は、少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、今後の成長のためには、人員拡充と更なる社員の能力の維持・向上が必要であると考えております。

事業の拡大や多角化により、高い専門性を有する人材の獲得及び育成の必要性が高まっており、必要な人材を十分に確保することが重要な経営課題となっております。そのため、積極的な人材採用活動はもちろんのこと、実力・能力主義の報酬体系の実施、教育研修制度の充実、業務の効率化、外部ノウハウの活用などの取り組みを強化してまいります。

#### ⑦ 情報管理体制の強化

当社は、SaaS方式でのサービスを展開しており、ビッグデータを保持していることから、情報管理体制の強化は重要課題と認識しております。そのため、個人情報等の機密情報を取り扱う際の業務フロー、社内規程の整備、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を行ってまいります。

なお、当社は情報資産を適切に管理するために、2014年7月にプライバシーマークを取得し、2019年3月にISMS認証を取得しております。

#### ⑧ 内部管理体制の強化

当社は、更なる事業拡大、継続的な成長を遂げるためには、コンプライアンス体制の強化及び確固たる内部管理体制構築を通じた業務の標準化と効率化の徹底を図ることが重要であると考えております。当社といたしましては、内部統制の環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを充実させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

**(5) 主要な事業内容（2019年9月30日現在）**

当社は、「ビジネスと暮らしを“てもなく”する」という理念に基づき、ストック型のビジネスモデルをより普及させるべく、「たまごリピート」「サブスクストア」「サブスクストアB2B」「ヒキアゲール」のサービスを提供しております。

なお、当社はEC支援事業の単一セグメントでの事業を行っておりますので、以下ではサービスライン別に記載いたします。

サービス名	事業内容
たまごリピート	ネットショップの購入者をリピーターに育て上げることをコンセプトにしたショッピングカート付リピート通販専用webサービス。
サブスクストア	化粧品や健康食品といった日用品の領域から、食品やアパレル等あらゆる商材への対応を行い、大規模通販事業者にも提供できるよう新たに開発したBtoC事業者向けサブスクリプションシステムであり、「たまごリピート」の後継サービス。 ※2019年4月に「たまごリピートNext」から「サブスクストア」へ名称変更をしております。
サブスクストア B2B	卸売業からSaaS型の事業まで、サブスクリプション型のBtoB事業者向けワンストップ受発注管理webサービス。
ヒキアゲール	web上において、対面での接客と同じように一人ひとりに合わせた対応を行うことで広告効果を上げ、成約率を向上させることを目的とした販売促進サービス。

**(6) 主要な事業所（2019年9月30日現在）**

本社：東京都渋谷区

**(7) 従業員の状況（2019年9月30日現在）**

従業員数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
86名（5名）	+21名（△6名）	29.6歳	2.2年

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況（2019年9月30日現在）**

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	208,359千円
株式会社三井住友銀行	161,676
株式会社みずほ銀行	59,972

## (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2019年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,994,904株
- (3) 株主数 3,248名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 g a t z	4,108,000株	37.37%
佐 川 隼 人	2,537,600	23.08
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	417,079	3.79
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	324,600	2.95
中 野 賀 通	223,200	2.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	93,200	0.85
鈴 木 隆 廉	92,000	0.84
株 式 会 社 S B I 証 券	81,515	0.74
株 式 会 社 フ ァ イ ン ド ス タ ー	73,600	0.67
須 田 忠 雄	65,500	0.60

(注) 持分比率は自己株式（792株）を控除して計算しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

2018年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が8,115,450株増加しております。

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が174,304株、資本金が6,586千円、資本準備金が6,586千円増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2015年9月15日	2016年9月13日
新株予約権の数		9,000個 (注) 2	23,100個 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 72,000株 (新株予約権1個につき8株) (注) 2、5	普通株式 184,800株 (新株予約権1個につき8株) (注) 2、5
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり 46.5円 (1株当たり 5.81円) (注) 5
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 600円 (1株当たり 75円) (注) 5	新株予約権1個当たり 600円 (1株当たり 75円) (注) 5
権利行使期間		2017年9月16日から 2025年9月14日まで	2018年1月1日から 2021年12月31日まで
行使の条件		(注) 3	(注) 4
役員 の 保有 状況 (注) 1	取締役 (社外取締役を 除く)	新株予約権の数 9,000個 目的となる株式数 72,000株 保有者数 2名 (注) 2、5	新株予約権の数 23,100個 目的となる株式数 184,800株 保有者数 3名 (注) 2、5

- (注) 1. 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。  
 2. 退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。  
 3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。  
 (1) 権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りでない。  
 (2) 当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場すること。  
 (3) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。  
 (4) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、下記のいずれかの業績を達成した場合に新株予約権を行使することができるものとする。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき概念に重要な変更があった場合には、下記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
- ① 2017年9月期の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において、2016年9月13日の臨時株主総会において新株予約権の行使条件とした「目標」又は「予算」を満たすことを要し、同期における売上高もしくは営業利益が目標を達成した場合は、新株予約権者は、発行新株予約権総数の30%を上限に新株予約権を行使できる。ただし、売上高と営業利益のどちらについても目標を達成できない場合、新株予約権者は、下記に定めるそれぞれの予算達成割合のうち低い方の達成割合に応じて、新株予約権行使可能数を調整する。予算達成割合が100%の場合に上限個数の80%を行使可能とし、同様に、予算達成割合が80%の場合に上限個数の60%、予算達成割合が70%の場合に上限個数の50%を行使可能とする。予算達成割合が70%未満の場合は、新株予約権の行使可能数は0個とする。
- ② 2018年9月期の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において、2016年9月13日の臨時株主総会において新株予約権の行使条件とした「目標」又は「予算」を満たすことを要し、同期における売上高もしくは営業利益が目標を達成した場合は、新株予約権者は、発行新株予約権総数の30%を上限に新株予約権を行使できる。ただし、売上高と営業利益のどちらについても目標を達成できない場合、①と同様に行使可能数を調整する。
- ③ 2019年9月期の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において、2016年9月13日の臨時株主総会において新株予約権の行使条件とした「目標」又は「予算」を満たすことを要し、同期における売上高もしくは営業利益が目標を達成した場合は、新株予約権者は、発行新株予約権総数の40%を上限に新株予約権を行使できる。ただし、売上高と営業利益のどちらについても目標を達成できない場合、①と同様に行使可能数を調整する。
- (2) 新株予約権の質入れその他の処分をすることはできない。
- (3) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人はその権利を行使することができない。
- (4) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (6) 権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りでない。
- (7) 当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場すること。
5. 2018年2月7日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、また、2018年8月7日開催の取締役会決議により、2018年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより、上表の「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の払込金額」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2019年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐川 隼人	株式会社gatz代表取締役 一般社団法人日本サブスクリプションビジネス振興会 代表理事
取締役	中野 賀通	CTO 株式会社ハンズオン代表取締役
取締役	鈴木 隆廉	CCO
取締役	小林 靖弘	株式会社コバ代表取締役 株式会社MMB代表取締役
取締役	内藤 真一郎	株式会社ファインドスターグループ代表取締役 株式会社MDK代表取締役 スターアセットコンサルティング株式会社代表取締役
常勤監査役	笹間 正郎	
監査役	五十嵐 紀代	森川法律事務所代表
監査役	高松 悟	高松公認会計士・税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役小林靖弘氏及び内藤真一郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役笹間正郎氏、五十嵐紀代氏及び高松悟氏は、社外監査役であります。
3. 監査役高松悟氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社では、取締役の意思決定に基づき現場実務レベルでのより迅速で機動的な業務遂行を図るために、執行役員制度を導入しております。執行役員は3名であり、細田和宏氏、本多渉氏、重井孝之氏であります。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、月額報酬の2年分の合計金額又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	5 名 (2)	50,450 千円 (5,250)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (3)	7,800 (7,800)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	8 (5)	58,250 (13,050)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2015年9月15日開催の臨時株主総会において、年額500,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2017年12月22日開催の第9期定時株主総会において、年額15,000千円以内と決議いただいております。

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役小林靖弘氏は、株式会社コバの代表取締役及び株式会社MMBの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役内藤真一郎氏は、株式会社ファインドスターグループの代表取締役、株式会社MDKの代表取締役及びスターアセットコンサルティング株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役五十嵐紀代氏は、森川法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役高松悟氏は、高松公認会計士・税理士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 小林 靖 弘	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 内 藤 真 一 郎	就任後に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 笹 間 正 郎	当事業年度に開催された取締役会16回の全て、監査役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、常勤監査役として当社取締役の業務執行状況を監視し、適宜必要な発言を行っております。
監査役 五 十 嵐 紀 代	当事業年度に開催された取締役会16回の全て、監査役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
監査役 高 松 悟	当事業年度に開催された取締役会16回の全て、監査役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、コンプライアンス規程を定める。
  - (b) 部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。
  - (c) 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
  - (d) 当社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、社内通報制度を設ける。また、是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとる。
  - (e) 内部監査担当者は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）の上、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。文書管理に関する主管部署を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法を規程に定める。
  - (b) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
  - (c) 主管部署及び文書保管部署は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、継続的な改善活動を行う。
  - (d) 内部監査担当者は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) リスク管理の全体最適を図るため、内部監査担当者は、リスク管理及び内部統制の状況を点検し、改善を推進する。
  - (b) 事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部署及びリスク管理に関する規程を定めて対応するとともに、必要に応じて専門性を持った会議体で審議する。主管部署は、事業部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。
  - (c) 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置をとる。
  - (d) 本項の (b)、(c) のリスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための研修等を適宜実施する。
  - (e) 内部監査担当者は、リスク管理体制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - (b) 事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図る機関として経営会議を設置し、当社の全般的な重要事項について審議する。経営会議は、原則として毎週開催する。
  - (c) 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
  - (d) 経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。
  - (e) 内部監査担当者は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議して設置することとする。
  - (b) 監査役を補助すべき使用人は、その職務については監査役の指揮命令に従い、その評価は、監査役と協議して行う。
- ⑥ 取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査担当者は内部監査の結果等を報告する。
  - (b) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
  - (c) 監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (a) 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席できる。また、当社は、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。
  - (b) 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。
  
- ⑧ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備
  - (a) 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
  - (b) 内部監査担当者は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。
  - (c) 実際の作業等は、企業会計基準その他関連法規に従って実施する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 内部統制システム全般
 

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当者がモニタリングし、必要に応じて改善を進めております。
- ② コンプライアンス
 

当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。
- ③ リスク管理体制
 

経営会議及びリスク管理会議において、当社各部門から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。
- ④ 内部監査
 

内部監査担当者が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>1,954,079</b>	<b>流動負債</b>	<b>434,289</b>
現金及び預金	1,680,145	買掛金	73,463
売掛金	160,334	1年内返済予定の長期借入金	133,389
仕掛品	198	未払金	62,045
前払費用	112,835	未払費用	10,401
その他	764	未払法人税等	27,396
貸倒引当金	△198	前受金	110,372
<b>固定資産</b>	<b>306,167</b>	預り金	17,221
<b>有形固定資産</b>	<b>48,914</b>	<b>固定負債</b>	<b>297,552</b>
建物	36,026	長期借入金	296,618
工具、器具及び備品	12,887	ポイント引当金	934
<b>無形固定資産</b>	<b>63,506</b>	<b>負債合計</b>	<b>731,841</b>
ソフトウェア	63,506	(純資産の部)	
<b>投資その他の資産</b>	<b>193,746</b>	<b>株主資本</b>	<b>1,521,051</b>
投資有価証券	52,250	資本金	369,813
敷金及び保証金	59,506	資本剰余金	359,813
繰延税金資産	81,990	資本準備金	359,813
その他	359	利益剰余金	792,107
貸倒引当金	△359	その他利益剰余金	792,107
<b>資産合計</b>	<b>2,260,247</b>	繰越利益剰余金	792,107
		<b>自己株式</b>	<b>△683</b>
		新株予約権	7,354
		<b>純資産合計</b>	<b>1,528,406</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>2,260,247</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2018年10月 1 日から  
2019年 9 月30日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		1,557,112
売 上 原 価		460,488
売 上 総 利 益		1,096,624
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		813,179
営 業 利 益		283,444
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15	
受 取 配 当 金	150	
受 取 保 険 金	24,603	
そ の 他	286	25,055
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,266	
支 払 手 数 料	18,736	
そ の 他	8	20,012
経 常 利 益		288,487
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	118	118
税 引 前 当 期 純 利 益		288,605
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	97,637	
法 人 税 等 調 整 額	△4,385	93,252
当 期 純 利 益		195,353

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2018年10月1日から  
2019年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株 主 資 本 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計				
当 期 首 残 高	363,227	353,227	353,227	596,754	596,754	△683	1,312,524	4,765	1,317,290
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	6,586	6,586	6,586				13,173		13,173
当 期 純 利 益				195,353	195,353		195,353		195,353
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								2,589	2,589
当期変動額合計	6,586	6,586	6,586	195,353	195,353	—	208,526	2,589	211,115
当 期 末 残 高	369,813	359,813	359,813	792,107	792,107	△683	1,521,051	7,354	1,528,406

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～15年

工具、器具及び備品 4年～8年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② ポイント引当金

ポイント制度に基づき顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額を計上しております。

#### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更

### 貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

### 損益計算書

前事業年度において区分掲記しておりました「自動販売機収入」（当事業年度9千円）については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「その他」に含め表示しております。

前事業年度において「その他」に含めておりました「支払手数料」（前事業年度1千円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 26,547千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,705,150	8,289,754	—	10,994,904

#### (変動事由の概要)

株式分割による増加 8,115,450 株  
 新株予約権の権利行使による増加 174,304 株

### (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	198	594	—	792

#### (変動事由の概要)

株式分割による増加 594 株

### (3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 329,312株

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を銀行借入等で調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金のための資金調達であります。これらは、返済又は利息の支払期日において流動性リスクに晒されているため、担当部署が適時に資金計画を作成し、管理を行っております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、顧客ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

業務上の関係を有する企業の株式は、定期的に時価や発行体の財政状況などを把握し、保有状況を継続的に見直しております。

##### b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

##### c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が毎月資金繰り計画を更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2.参照）。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,680,145千円	1,680,145千円	—千円
(2) 売掛金	160,334	160,334	—
(3) 敷金及び保証金	59,506	56,718	△2,787
資 産 計	1,899,985	1,897,198	△2,787
(1) 買掛金	73,463	73,463	—
(2) 未払金	62,045	62,045	—
(3) 未払費用	10,401	10,401	—
(4) 未払法人税等	27,396	27,396	—
(5) 預り金	17,221	17,221	—
(6) 長期借入金（※）	430,007	431,119	1,112
負 債 計	620,535	621,647	1,112

（※）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、返還予定時期を合理的に見積り、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	当事業年度 (2019年9月30日現在)
投資有価証券（非上場株式）	52,250千円

投資有価証券（非上場株式）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却費	75,284千円
未払事業税	2,848千円
ポイント引当金	285千円
敷金及び保証金	2,759千円
その他	812千円
繰延税金資産合計	81,990千円
繰延税金資産の純額	81,990千円

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	138円35銭
(2) 1株当たり当期純利益	17円88銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

### 子会社の設立

当社は、2019年9月27日開催の取締役会決議に基づき、2019年10月1日付で以下の通り子会社を設立しております。

#### 1. 子会社設立の目的

当社は「ビジネスと暮らしを“でもなく”する」という理念に基づき、ストック型のビジネスモデルをより普及させるべく、サブスクリプションビジネスに特化したサービスを提供してまいりました。

今日のビジネス環境では、人口減少などを背景に顧客の獲得コストなどが上がり続けており、クラウド型のビジネスを始めとしたサブスクリプションビジネスの需要が高まっておりますが、サブスクリプションビジネスでは、サービス提供者は顧客に継続して使ってもらえるように高いレベルのサービス品質が求められます。

また、物流クライシスと言われる物流の混乱や働き方改革の推進等により、労働生産性の向上も明確な課題となっており、顧客の求めるサービスレベルを維持し続けることは一段と困難となってきております。

このような背景から、サブスクリプション支援企業として、顧客の獲得コストの改善や労働生産性の向上に寄与すべく、「サブスクリプション×A Iテクノロジー（人工知能）」をテーマにした研究開発子会社を設立いたしました。

#### 2. 子会社の概要

(1) 名称	テモラボ株式会社
(2) 所在地	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
(3) 代表者	代表取締役社長 中野 賀通
(4) 資本金	1,000万円
(5) 事業内容	・ A Iに関するシステムの研究、開発 ・ その他最先端技術を用いたシステムの研究、開発
(6) 設立年月日	2019年10月1日
(7) 大株主及び持株比率	テモナ株式会社 100%

## 独立監査人の監査報告書

2019年11月21日

テモナ株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯 畑 史 朗 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 野 水 善 之 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、テモナ株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月21日

テモナ株式会社 監査役会  
 常勤監査役（社外監査役） 笹間 正郎 ㊟  
 監査役（社外監査役） 五十嵐 紀代 ㊟  
 監査役（社外監査役） 高松 悟 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、執行役員増加に伴う経営体制の効率化のため1名減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	佐川 隼人 (1980年1月29日)	2000年8月 平成コンピュータ(株)入社 2007年10月 グローバルデベロッパーズジャパン(株)取締役 2008年6月 ZUTTO(株)取締役 2008年10月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2016年3月 (株)gatz 代表取締役(現任) 2018年12月 一般社団法人日本サブスクリプションビジネス 振興会 代表理事(現任)	6,645,600株 (注)8
		(取締役候補者とした理由) 佐川隼人氏は、当社設立時より代表取締役社長を務め、最高経営責任者として取締役会の決議を執行し、会社の業務を統括しております。これまでの豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップと決断力により、当社の経営を牽引することができると判断し、取締役候補者といたしました。	
2	中野 賀通 (1985年1月10日)	2007年4月 (株)エイジア入社 2015年1月 当社入社 2015年9月 当社取締役CTO(現任) 2019年9月 (株)ハンズオン代表取締役(現任)	223,200株
		(取締役候補者とした理由) 中野賀通氏は、取締役CTOとして経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、システム開発分野に関する豊富な経験と卓越した知見を有することから、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断し、取締役候補者といたしました。	

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	こばやし やす ひろ 小林靖弘 (1969年5月28日)	1992年4月 (株)リクルート入社 1999年4月 (株)MT I入社 2000年12月 (株)ハイジ(現アクセルマーク(株))取締役 2002年10月 アクセルマーク(株)代表取締役社長 2012年1月 (株)コバ代表取締役社長(現任) 2016年9月 当社取締役(現任) 2017年5月 (株)MMB代表取締役社長(現任)	24,000株 (注)9
(社外取締役候補者とした理由)			
小林靖弘氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社社外取締役としての責務を果たしております。当社の持続的成長を推進するにあたり、独立した立場から経営の監督と助言を行う適切な人材であると判断し、社外取締役候補者いたしました。			
4	ないとう しんいち ろう 内藤真一郎 (1967年6月13日)	1991年4月 (株)リクルート人材センター(現(株)リクルートキャリア)入社 1994年10月 (株)日本リモデル入社 1995年12月 ペルソン・アンド・ペルソンエンターテインメント(有)(現(株)ペルソン)設立 取締役 1998年7月 (株)アレスト(現(株)ファインドスター) 代表取締役 2009年7月 (株)MDK 代表取締役(現任) 2015年9月 スターアセットコンサルティング(株) 代表取締役(現任) 2015年11月 (株)ファインドスターグループ 設立 代表取締役(現任) 2018年12月 当社取締役(現任)	一株
(社外取締役候補者とした理由)			
内藤真一郎氏は、WEBマーケティングに関する豊富な経験及び長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の持続的成長を推進するにあたり、独立した立場から経営の監督と助言を行う適切な人材であると判断し、社外取締役候補者いたしました。			

- (注)
1. 佐川隼人氏は、当社の経営を支配している者であります。
  2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  3. 小林靖弘氏及び内藤真一郎氏は、社外取締役候補者であります。
  4. 小林靖弘氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年3か月となります。
  5. 内藤真一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
  6. 当社は、小林靖弘氏及び内藤真一郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、月額報酬の2年分の合計金額又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
  7. 当社は、小林靖弘氏及び内藤真一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
  8. 佐川隼人氏の所有する当社の株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社gatzが保有する株式数も含んでおります。
  9. 小林靖弘氏の所有する当社の株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社コバが保有する株式数も含んでおります。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役笹間正郎氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center;">おかだ おさむ 岡田 理 (1954年12月27日)</p>	<p>1979年4月 日立建機(株)入社                      2004年10月 同社 営業統括本部サービス事業部長                      2010年4月 同社 人材開発センタ長                      2012年4月 同社 執行役経営管理本部長                      2013年6月 同社 取締役監査委員長 就任                      2018年6月 同社 取締役監査委員長 退任</p> <p>(社外監査役候補者とした理由)                      岡田理氏は、日立建機株式会社の監査委員長を5年間務められ、経営全般の監視やコーポレートガバナンスの強化などに関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長を推進するにあたり、独立した立場から経営の監督と助言を行う適切な人材であると判断し、社外監査役候補者としたしました。</p>	<p style="text-align: center;">一株</p>

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 岡田理氏は常勤監査役候補者であります。
3. 岡田理氏は社外監査役候補者であります。
4. 岡田理氏が監査役に就任した場合、当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、月額報酬の2年分の合計金額又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする予定であります。
5. 岡田理氏が監査役に就任した場合、同氏を東京証券取引所が定める独立役員とする予定であります。

### 第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

#### 1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」及び「賞与」で構成されていますが、本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象に、新たに業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、2015年9月15日開催の臨時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額500,000千円以内。）とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、2020年9月末日で終了する事業年度から2023年9月末日で終了する事業年度までの4事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に対して支給するというものです。

なお、第1号議案「取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は2名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

## 2. 本制度における報酬等の額・内容等

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）
② 対象期間	2020年9月末日に終了する事業年度から2023年9月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金176百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり107,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

### (2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約4年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金176百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の、取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、上記のとおり当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入した場合には、かかる執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を4事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金44百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

### （3）取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

#### ① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり107,000ポイントを上限とします。

なお、ポイント付与方法等の細目は、上記範囲内で取締役会において決定しますが、以下のように定めることを予定しております。

長期業績目標等（※）の達成に応じてポイントを付与いたします。

※長期業績目標は売上高及び営業利益の達成として4段階に分けて設定します。

- I. 売上高50億円及び営業利益10億円の達成
- II. 売上高100億円及び営業利益20億円の達成
- III. 売上高150億円及び営業利益30億円の達成
- IV. 売上高200億円及び営業利益40億円の達成

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

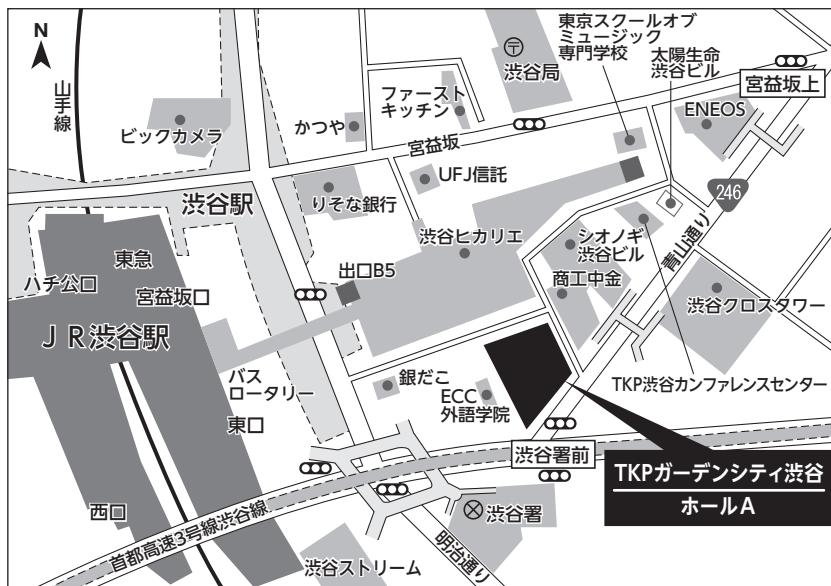
以上





## 株主総会会場ご案内図

会場： 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル 1階  
TKPガーデンシティ渋谷 ホールA  
電話番号 03-4577-9253



- 交通 ● JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅  
東口より徒歩3分
- 東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅  
B5番出口より徒歩2分
- 東急東横線・田園都市線「渋谷」駅  
ヒカリエ方面連絡通路より徒歩3分
- 京王井の頭線「渋谷」駅  
中央口より徒歩6分

※渋谷駅周辺は改装中のため、歩道橋の位置等が変更になる可能性がございます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。